令和3年度に実施した財政援助団体等監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた 旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の 規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年1月7日

徳島市監査委員 尾 田 正 則

同 藤原 晃

同 岡南 均

同 土 井 昭 一

徳島市監査委員 殿

徳島市長 内藤佐和子

令和3年度財政援助団体等監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果(令和3年12月3日報告分)に基づく措置状況

総務部

| 監 査 の 結 果 | 措 置 状 況 |
|---|--|
| 共済給付金の支給額の算定が適正でない ものがあった。 (徳島市職員互助会) | 徳島市職員互助会に対し、当該共済給付金 については、直ちに過払い金額の返還を求 め、今後は、徳島市職員互助会規約に基づき、 適正に処理を行うよう指示しました。 |